

# SBI・UTIインドファンド

追加型投信／海外／株式

月次レポート 2025年2月28日現在

SBIアセットマネジメント株式会社

1/6



## 【ファンドの特色】

- 主としてインドの証券取引所に上場している株式を実質的な投資対象とし、中長期的な信託財産の成長をめざします。
- ファンド・オブ・ファンズ形式での運用を行い、主にインド株式へ投資を行う「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class A 投資証券（以下、「投資先ファンド」といいます。）への投資割合を高位に保つことをめざします。
- 投資先ファンドの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- 投資先ファンドはインド国内の大手投信会社であるUTIグループが運用します。

## 【基準価額・純資産総額】

|       | 2025/2/28 | 2025/1/31 | 前月比     |
|-------|-----------|-----------|---------|
| 基準価額  | 39,703円   | 42,548円   | -2,845円 |
| 純資産総額 | 718億円     | 775億円     | -56.5億円 |

\* 基準価額は1万円当たりとなっています。

## 【ファンドの騰落率(分配金再投資)】

|      | 1か月    | 3か月     | 6か月    | 1年    | 3年     | 設定来     |
|------|--------|---------|--------|-------|--------|---------|
| ファンド | -6.69% | -11.47% | -9.61% | 2.75% | 31.51% | 320.32% |

- \* 騰落率を算出する基準価額は、信託報酬控除後、分配金再投資基準価額です。上記騰落率は、実際の投資家利回りとは異なります。
- \* 分配金再投資基準価額とは、基準価額に収益分配金(課税前)を、その分配が行われる日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、当社が公表している基準価額とは異なります。
- \* 騰落率は各月末営業日で計算しています。(各月末が休業日の場合は前営業日の値で計算しています。)

## 【分配金実績(1万円当たり、課税前)】

| 第14期 | 第15期 | 第16期 | 第17期 | 第18期 | 合計   |
|------|------|------|------|------|------|
| 0円   | 0円   | 0円   | 0円   | 0円   | 800円 |

- \* 分配金は過去の実績であり、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。
- \* 分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

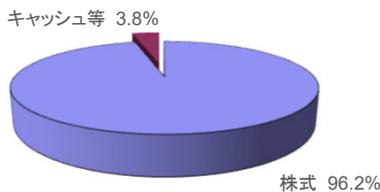
## 【運用資産構成比率】

|   |        |
|---|--------|
| Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class A 投資証券 | 99.6%  |
| 新生 ショートターム・マザーファンド                                      | 0.0%   |
| 短期金融商品等   | 0.4%   |
| 合計  | 100.0% |

- \* 運用資産構成比率は純資産総額に対する評価額の割合で、小数点以下第2位を四捨五入して表示しています。
- \* 四捨五入の関係上合計が100%にならない場合もあります。

## 【投資先ファンドの組入状況】

### 【運用資産構成比率】



### 【為替推移 インド・ルピー(対円)】(ご参考)



出所: Bloomberg

当資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。ファンドは、値動きのある資産(また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご理解の上、ご自身でご判断ください。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金の補償の対象ではありません。投資信託のお申込み時には購入時手数料、ならびに運用期間中は運用管理費用(信託報酬)等がかかるほか、売却時には信託財産留保額がかかる場合があります。

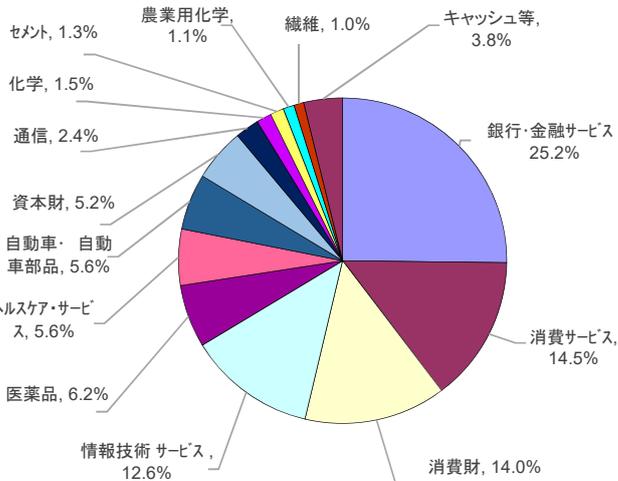
## 【基準価額・純資産総額の推移】



- \* 基準価額は、信託報酬控除後の値です。
- \* 投資先ファンドの運用管理費用を含めた実質的な信託報酬率は、純資産総額に対して年率1.954%程度(概算、税込)です。詳細は、【お申込みメモ】の【信託財産で間接的にご負担いただく費用】の項目をご覧ください。
- \* 分配金再投資基準価額とは、基準価額に収益分配金(課税前)を、その分配が行われる日に全額再投資したと仮定して算出したものです。
- \* 上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

### 【業種配分】

組入銘柄数 56



- \* 【業種配分】の比率は外国投資法人であるShinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class A 投資証券の純資産総額をもとに算出した比率です。
- \* 上記の業種はUTIアセット・マネジメントの業種区分に基づいています。比率は四捨五入の関係上必ずしも100%にならない場合があります。

# SBI・UTIインドファンド

追加型投信／海外／株式

月次レポート 2025年2月28日現在

SBIアセットマネジメント株式会社

2/6



以下のコメントは、「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class A 投資証券(以下、「投資先ファンド」といいます。)の運用担当者のコメントをもとに作成したものです。また、下記の見通しは当資料作成時点のものであり、事前の連絡なしに変更される場合がありますのでご注意ください。

## 【投資環境】

世界銀行の最新の経済見通しによれば、先進国および新興国／発展途上国において、インフレが落ち着き、金融政策が成長を支えている中、経済成長は安定しつつあります。2025年～2026年は、貿易と投資の強化によって、年率2.7%の穏やかな成長が見込まれています。先進国は、2025年と2026年にそれぞれ前年比+1.7%と同+1.8%の成長が予想されているのに対し、新興国および発展途上国は2025年と同+4.1%、2026年と同+4.0%の成長見通しです。政策の不確実性、貿易の混乱、地政学的緊張、持続的インフレそして先進国経済の低迷等が成長の主な下振れリスクとなる一方、主要国におけるデysinフレの進行や堅調な需要により予想を上回って成長する可能性があります。

インドのCPI(消費者物価指数)上昇率は、1月に前年同月比+4.3%となり、2024年12月(同+5.2%)を下回りました。食品／飲料が前年同月比+5.7%と12月(同+7.7%)から低下する中、食費や燃料等を除いたコアCPI上昇率は同+3.7%となり12月(同+3.6%)から僅かに上昇しました。

RBI(インド準備銀行)は、2月5～7日に開催したMPC(金融政策決定会合)で、政策金利を0.25%引き下げ6.25%とすることを決定しました。政策金利の引き下げは2020年5月以来、約5年ぶりとなります。RBIは引き続き中立スタンスの維持を継続し、経済成長を支援しつつインフレ率を目標値である年率4%±2%の範囲に抑えることに重点を置くとしています。また、RBIは、2025年度(2024年4月～2025年3月)および2026年度(2025年4月～2026年3月)のインフレ率をそれぞれ前年度比+4.8%および同+4.2%と予想しており、リスクは均衡しているとみています。世界金融市場や悪天候に起因する不確実性が、上振れリスクの要因となる可能性があることも指摘しています。経済成長面では、地政学的緊張や国際商品価格の変動によって生じる下方リスクはあるものの、家計消費、投資および堅調なサービス輸出にけん引され、2025年度および2026年度の実質GDP(国内総生産)成長率が、それぞれ前年度比+6.4%および同+6.7%になると予想しています。

インドの実質GDP成長率は、2024年10～12月期に前年同期比+6.2%となり、7～9月期(同+5.6%)から加速しました。投資(総固定資本形成)が同+5.7%(7～9月期:同+5.8%)となる中、政府支出が前年同期比+8.3%(7～9月期:同+3.8%)、個人消費が同+6.9%(7～9月期:同+5.9%)と伸びを示しました。

2024年12月のインド鉱工業生産指数は、前年同月比+3.2%となり11月(同+5.0%)から低下しました。セクター別では、電力生産が前年同月比+6.2%(11月:同+4.4%)、製造業が同+3.0%(11月:同+5.5%)、鉱業が同+2.6%(11月:同+1.9%)となりました。RBIのデータによると、外貨準備高は2025年2月21日時点で6,404.79億米ドルとなり、当月を通して安定していました。2月の外国為替市場では、インド・ルピーが対米ドルで前月末比-1.02%、対円では同-3.73%と、それぞれ下落しました。2月末のS&P BSE SENSEX指数は前月末比-5.55%の73,198.10ポイント、S&P BSE 100種指数は同-6.69%の22,978.78ポイントで取引を終えました。

## 【運用経過】

2025年2月のSBI・UTIインドファンドの運用実績は前月末比-6.69%となりました。投資先ファンドであるShinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class A 投資証券の月の運用実績は同-6.62%、投資先ファンドの組入比率は2月末現在で99.6%でした。また、新生ショートターム・マザーファンドの2月の運用実績は前月末比+0.02%、2月末現在の組入比率は0.0%でした。2月末の投資先ファンドにおける株式組入比率は96.2%でした。

## 【今後の見通し】

当月のインド株式市場は、割高感と企業業績の鈍化から生じた売り圧力に外国人投資家の資金流出も加わり、値を下げました。また、米国による追加関税と貿易相手国による報復の可能性から生じる世界的な環境の不確実性が、さらに株式市況を悪化させました。世界の経済成長に対する影響は、新たな貿易協定が策定され時間の経過とともに明らかになっていきますが、重要なことは、インドの経済的安定性、インド企業の本質的な潜在成長性、そしてピークからの株価バリュエーション調整を引き続き重視していく、ということです。最近の企業業績の伸びの鈍化は、新型コロナウイルスによるパンデミックで底を打った後に急速かつ力強い回復を続けてきたインド経済のトレンドが正常化に向かっているものと、投資先ファンドでは考えています。インドは現在、成長期待において正常化の段階にきており、株価の下落は、特に大型株において、バリュエーションの調整につながりました。しかし、一部の銘柄は、絶対的な水準でも、あるいは過去の平均との比較においても、割高な状況です。健全なバランスシートや持続可能な利益率等しっかりとした基盤を持つ企業が、現在の不安定な市場をうまく乗り切る、と投資先ファンドは考えています。

当資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。ファンドは、値動きのある資産(また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目録見書)をお渡ししますので必ず内容をご理解の上、ご自身でご判断ください。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金の補償の対象ではありません。投資信託のお申込み時には購入時手数料、ならびに運用期間中は運用管理費用(信託報酬)等がかかるほか、売却時には信託財産留保額がかかる場合があります。

# SBI・UTIインドファンド

追加型投信／海外／株式

月次レポート 2025年2月28日現在

SBIアセットマネジメント株式会社

3/6



## 【組入上位10銘柄のご紹介】

現地月末最終営業日のSBI/UTIインドファンドの投資先ファンドの組入上位10銘柄の概要です。

|    | 銘柄名                                      | 業種        | 銘柄説明  | 組入比率 |
|----|--|-----------|---|------|
| 1  | HDFC Bank Ltd.<br>HDFC銀行                 | 銀行・金融サービス | 商業銀行。グローバルな企業に金融サービスを提供。コーポレート・バンキングおよびカスタディ業務を行うほか、トレジャリー、キャピタルマーケット部門における業務にも注力。アドバイザリー業務ならびに、国際預託証書（GDR）、ユーロ建て融資、ユーロ建て債券などのマネーマーケット商品の販売も手掛ける。従業員数206,758人（24年9月）。純利益6,406億インド・ルピー（24年3月）。 | 6.5% |
| 2  | Bajaj Finance Ltd.<br>バジャジ・ファイナンス        | 銀行・金融サービス | 金融サービス会社。インドで事業を展開し、各種金融サービスを提供。従業員数53,782人（24年3月）。純利益1,445億インド・ルピー（24年3月）。   | 6.4% |
| 3  | ICICI Bank Ltd.<br>ICICI銀行               | 銀行・金融サービス | インド全土に支店網を有する商業銀行。リテールおよび法人業務に加え、外為、資金、財務管理サービスを手掛ける。投資、保険、融資などの各種サービスも提供する。従業員数135,900人（24年3月）。純利益4,425億インド・ルピー（24年3月）。  | 6.3% |
| 4  | Zomato Ltd<br>ゾマト                        | 消費サービス    | オンラインのレストランガイドおよびフードオーダープラットフォーム。当プラットフォームにより、顧客、レストランパートナー、配達パートナーを結びつけ、レストランの検索や発見、顧客が生成したレビューの読み書き、フードデリバリーの注文、テーブル予約、レストランでの食事時の支払いを可能にする。従業員数3,988人（24年3月）。売上高1,211億インド・ルピー（24年3月）。      | 4.0% |
| 5  | Kotak Mahindra Bank Ltd.<br>コタック・マヒンドラ銀行 | 銀行・金融サービス | 商業銀行。銀行・保険業をはじめ幅広い金融サービスを提供。主なサービスは、手形割引、リース、買取選択付リース（ハイヤーバーチェス）、定期預金の運用、証券仲介業務、マネーマーケットオペレーション、投資銀行業務、消費者金融など。リテール、法人向け銀行業務に従事。従業員数77,923人（24年3月）。純利益1,821億インド・ルピー（24年3月）。                   | 3.9% |
| 6  | Infosys Ltd.<br>インフォシス                   | 情報技術サービス  | コンピューターサービス会社。e-ビジネス、プログラム管理、サプライチェーン・ソリューションを含むITコンサルティングおよびソフトウェアサービスを提供。主なサービスは、アプリケーション開発、製品の共同開発、システムの実用化とエンジニアリングなど。主な顧客は、保険、銀行、通信、製造業。従業員数317,788人（24年9月）。売上高1兆5,367億インド・ルピー（24年3月）。   | 3.7% |
| 7  | LTI Mindtree Ltd.<br>LTIマインドツリー          | 情報技術サービス  | ITサービス・ソリューション会社。分析および情報管理、企業統合、アプリケーション管理、クラウドコンピューティング、テスト、コンサルティングサービスのほか、地理情報システム、製造実行システムを提供する。従業員数84,438人（24年9月）。売上高3,551億インド・ルピー（24年3月）。   | 3.7% |
| 8  | Info Edge (India) Ltd.<br>インフォエッジ・インド    | 消費サービス    | オンライン求人ウェブサイト運営。ウェブサイト上で求人担当者、求職者、雇用者にサービスを提供。将来の新郎新婦および親類のためにオンライン結婚相談ウェブサイトも運営。従業員数5,712人（24年3月）、売上高253億インド・ルピー（24年3月）。   | 3.5% |
| 9  | Avenue Supermarts Ltd.<br>アベニュー・スーパーマート  | 消費サービス    | スーパーマーケット運営会社。Dマートとして、ハイパーマーケットおよびスーパーマーケットのチェーンを保有・運営する。食品、台所用品、衣服、靴、玩具、ゲーム、浴室用リネン、文房具、食料品、家庭用品、および電子製品を提供。インドで事業を展開。従業員数13,971人（24年3月）。売上高5,078億インド・ルピー（24年3月）。                             | 3.2% |
| 10 | Coforge Ltd.<br>コフォージ                    | 情報技術サービス  | ITコンサルティング・ソフトウェアサービス会社。インテリジェント・オートメーション、製品エンジニアリング、アプリケーション開発、デジタル処理の自動化、データおよび分析、サイバーセキュリティ、クラウドサービスを提供。銀行・金融サービス、保険、輸送、ハイテク、小売、製造、政府顧客向けに事業を展開。従業員数32,483人（24年9月）。売上高917億インド・ルピー（24年3月）。  | 3.0% |

出所： 各社ホームページ、BloombergのデータをもとにSBIアセットマネジメントにて作成。

\* 上記銘柄の説明は投資先ファンドにおける銘柄のご理解を深めていただくために作成したものです。当資料に記載された銘柄の上昇・下落を示唆するものではありません。また当資料に記載された銘柄への投資を推奨するものではありません。\* 組入比率は外国投資法人であるShinsei UTI India Fund(Mauritius) Limited Class A 投資証券の純資産総額をもとに算出した比率です。

\* 上記の業種はUTIアセット・マネジメントの業種区分に基づいています。

当資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。ファンドは、価値のある資産（また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書（交付目録見書）をお渡ししますので必ず内容をご理解の上、ご自身でご判断ください。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金の補償の対象ではありません。投資信託のお申込み時には購入時手数料、ならびに運用期間中は運用管理費用（信託報酬）等がかかるほか、売却時には信託財産留保額がかかる場合があります。

# SBI・UTIインドファンド

追加型投信／海外／株式

月次レポート 2025年2月28日現在

SBIアセットマネジメント株式会社

4/6



【投資リスク】投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様への投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。ファンドのリスクは下記に限定されるものではありません。

## 《主な基準価額の変動要因》

### 1. 価格変動リスク(株価変動リスク)

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の株式を実質的な投資対象としますが、そうした株式の価格は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する株価と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

### 2. 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。すなわち、実質的に組入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

### 3. カントリーリスク

当ファンドは実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化(格付けの低下)、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起こりやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。

当ファンドはインドの株式等を主要投資対象とするため、インド株式への投資部分に対しては、インドの税制にしたがって課税されます。インド株式は売却益に対してキャピタル・ゲイン税等が課税されます。税率、課税方法の変更、および新たな税制が適用された場合には、基準価額に影響を与える可能性があります。また、インド株式には外国人機関投資家の保有比率等に制限のある銘柄があり、これらの銘柄を投資対象とする場合には、運用上の制約を受ける場合があります。なお、投資先ファンドにおいては、将来発生する可能性のあるキャピタル・ゲイン課税の支払いに備えた支払見込額の引当金を計上しておりません。

### 4. 信用リスク

当ファンドは、当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額に影響を受け、投資元本を割込むことがあります。特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起こりやすいリスクがあります。また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額に影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

### 5. その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、受付を中止することやあるいは既に受けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

当資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。ファンドは、値動きのある資産(また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご理解の上、ご自分でご判断ください。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金の補償の対象ではありません。投資信託のお申込み時には購入時手数料、ならびに運用期間中は運用管理費用(信託報酬)等がかかるほか、売却時には信託財産留保額がかかる場合があります。

# SBI・UTIインドファンド

追加型投信／海外／株式

月次レポート 2025年2月28日現在

SBIアセットマネジメント株式会社

5/6



【お申込みメモ】投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

|                |   |
|----------------|---|
| ファンド名          | SBI・UTIインドファンド  |
| 商品分類           | 追加型投信/海外/株式   |
| 当初設定日          | 2006年12月27日(水)  |
| 信託期間           | 無期限とします。  |
| 決算日            | 原則として、毎年12月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。  |
| 購入・換金<br>申込不可日 | 販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入および換金のお申込みはできません。<br>●ボンベイ証券取引所の休業日 ●ナショナル証券取引所の休業日 ●モーリシャスの銀行休業日   |
| 申込締切時間         | 午後3時までに、販売会社が受付けた所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。  |
| 購入・換金単位        | 販売会社が定める単位とします。   |
| 収益分配           | 年1回の決算時に、原則として収益の分配を行います。<br>※分配金を受け取る「一般コース」と自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。なお、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。   |
| 購入価額           | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。  |
| 換金価額           | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に、0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。   |
| 換金代金           | 原則として換金申込受付日から起算して、7営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。  |
| 課税関係           | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。 |

お客さまには以下の費用をご負担いただきます。

## 【直接的にご負担いただく費用】(消費税率が10%の場合)

|         |  |   |
|---------|--|---|
| 購入時手数料  | 購入価額に <b>3.85%(税抜3.5%)</b> を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。<br>※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 | 当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。                            |   |

## 【間接的にご負担いただく費用】(消費税率が10%の場合)

|                                |                                 |                                 |  |
|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--|
| 運用管理費用<br>(信託報酬)<br>(括弧内数字は税抜) | 当ファンドの運用<br>管理費用・年率<br>(信託報酬)   | <b>1.254%</b><br><b>(1.14%)</b> | 信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率<br>ファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額が日々計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。                         |
|                                | (委託会社)                          | <b>0.429%</b><br><b>(0.39%)</b> | 委託した資金の運用の対価です。  |
|                                | (販売会社)                          | <b>0.770%</b><br><b>(0.70%)</b> | 購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。   |
|                                | (受託会社)                          | <b>0.055%</b><br><b>(0.05%)</b> | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。   |
|                                | 投資対象とする投資<br>信託証券の運用管理<br>費用・年率 | <b>0.60%</b>                    | 管理・投資運用等の対価です。   |
|                                | 実質的な負担・年率                       | <b>1.854%程度(税込)</b>             |  |
| その他の費用<br>・手数料                 | 当ファンド                           | 財務諸表監査に<br>関する費用                | 監査に係る手数料等(年額682,000円(税込))です。<br>当該費用が日々計上され毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または<br>信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。                                   |
|                                |                                 | 信託事務の処理に<br>関する諸費用等             | 法定書類等の作成費用、法律・税務顧問への報酬等です。<br>当該費用が日々計上され毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または<br>信託終了の時にファンドから支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率<br>0.10%(税込)を上限とします。 |
|                                | 投資先ファンド                         | 組入価証券等の売買の<br>際に発生する取引手数料       | 組入価証券等の売買の際、発注先証券会社等に支払う手数料等です。  |
|                                |                                 | 監査報酬                            | 投資先ファンドの監査に関して監査法人に支払う手数料です。   |

※「その他の費用・手数料」につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 上記のファンドに係る費用につきましては、消費税率の変更に応じて適用される料率をご参照ください。

※ 当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

当資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。ファンドは、値動きのある資産(また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご理解の上、ご自身でご判断ください。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金の補償の対象ではありません。投資信託のお申込み時には購入時手数料、ならびに運用期間中は運用管理費用(信託報酬)等がかかるほか、売却時には信託財産留保額がかかる場合があります。

# SBI・UTIインドファンド

追加型投信／海外／株式

月次レポート 2025年2月28日現在

SBIアセットマネジメント株式会社

6/6



## 【委託会社、その他関係法人】

委託会社 SBIアセットマネジメント株式会社(設定・運用等)  
 登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第311号  
 加入協会 一般社団法人投資信託協会  
 一般社団法人日本投資顧問業協会  
 受託会社 三井住友信託銀行株式会社(信託財産の管理等)  
 販売会社 下記参照(募集・換金の取扱い・目論見書の交付等)

(2025年3月12日現在)

| 金融商品取引業者名 (五十音順)  | 登録番号                      | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
|---|---------------------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|
| あかつき証券株式会社  | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号   | ○       | ○               | ○               |                    |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社)                | 登録金融機関 関東財務局長(登金)633号     | ○       |                 |                 |                    |
| 岩井コスモ証券株式会社   | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号   | ○       | ○               | ○               |                    |
| 臼木証券株式会社  | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第31号   | ○       |                 |                 |                    |
| SMBC日興証券株式会社  | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号 | ○       | ○               | ○               | ○                  |
| 株式会社SBI証券 <sup>※1</sup>                                 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号   | ○       |                 | ○               | ○                  |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>株式会社SBI証券<br>マネックス証券株式会社) | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号     | ○       |                 | ○               |                    |
| 株式会社SBIネオトレード証券   | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第8号    | ○       |                 | ○               |                    |
| 岡三証券株式会社  | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号   | ○       | ○               | ○               | ○                  |
| 株式会社熊本銀行  | 登録金融機関 九州財務局長(登金)第6号      | ○       |                 |                 |                    |
| 株式会社三十三銀行   | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第16号     | ○       |                 |                 |                    |
| Jトラストグローバル証券株式会社  | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号   | ○       | ○               |                 |                    |
| 島大証券株式会社  | 金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第6号    | ○       |                 |                 |                    |
| 株式会社十八親和銀行  | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第3号     | ○       |                 |                 |                    |
| スルガ銀行株式会社   | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第8号      | ○       |                 |                 |                    |
| セントレード証券株式会社  | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第74号   | ○       |                 | ○               |                    |
| 株式会社大東銀行  | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第17号     | ○       |                 |                 |                    |
| 株式会社トマト銀行   | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第11号     | ○       |                 |                 |                    |
| 株式会社千葉興業銀行  | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第40号     | ○       |                 |                 |                    |
| 東海東京証券株式会社  | 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号  | ○       | ○               | ○               | ○                  |
| 東洋証券株式会社 <sup>※2</sup>                                  | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号  | ○       |                 |                 | ○                  |
| 株式会社東和銀行  | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第60号     | ○       |                 |                 |                    |
| 内藤証券株式会社  | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第24号   | ○       |                 |                 | ○                  |
| 日産証券株式会社  | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第131号  | ○       |                 | ○               | ○                  |
| PWM日本証券株式会社   | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第50号   | ○       |                 |                 | ○                  |
| 株式会社福岡銀行  | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第7号     | ○       |                 | ○               |                    |
| 松井証券株式会社  | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号  | ○       |                 | ○               |                    |
| マネックス証券株式会社 <sup>※3</sup>                               | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○               | ○               | ○                  |
| 丸近証券株式会社  | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第35号   | ○       |                 |                 |                    |
| 三田証券株式会社  | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第175号  | ○       |                 |                 |                    |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号    | ○       | ○               | ○               |                    |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                                       | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号   | ○       | ○               | ○               | ○                  |
| 楽天証券株式会社  | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○               | ○               | ○                  |

※1 上記協会のほか、日本商品先物取引協会、一般社団法人日本STO協会および一般社団法人日本暗号資産等取引業協会に加入

※2 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っていません。

※3 上記協会のほか、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会に加入

当資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。ファンドは、価値のある資産(また、外貨建て資産の場合、その他に為替変動リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご理解の上、ご自分でご判断ください。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金の補償の対象ではありません。投資信託のお申込み時には購入時手数料、ならびに運用期間中は運用管理費用(信託報酬)等がかかるほか、売却時には信託財産留保額がかかる場合があります。